

最近の ABL 取組事例について

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
ファイナンス部 副部長 浅野 晃司氏



はじめに

弊社は、2006年7月に、米国 Gordon Brothers Group, LLCと株式会社日本政策投資銀行の共同出資により設立された。日本市場で売掛金・動産担保融資（以下、ABL という）を広げることがミッションのひとつとしており、ABL を行うために不可欠な機能である動産評価、換価、融資の3部門から構成されている。そのうち、筆者が所属している融資部門は2008年に営業を開始し、これまでの3年間で40件の融資実績を有する。事業再構築中での資金需要、または成長途上で事業拡大資金が必要な事業者からの相談が多い。対象業種は製造業から小売まで幅広く、それに応じて、衣料品、宝飾品、中古車、楽器等の在庫から、産業機械等の機械設備まで多様な資産及び売掛金・手形等を担保としてABLを行ってきている。

近時の弊社に対するABL相談でのトピックスは、事業会社（申立代理人またはスポンサー候補を含む）からの復興支援融資相談、金融機関からABLの協調融資への参加招聘、並びに、モニタリング機能の弊社への外注である。今回は、その相談に対する弊社での取組事例や効果を、実務を担当している筆者から紹介させて頂くことにより、今後のABL市場拡大に寄与できれば幸甚と考えている。

1. 復興支援融資

弊社は、ABLを活用して、銀行が対応しづらい企業への事業再構築ファイナンスも対象としてきた経験を活かし、2011年3月11日の東日本大震災後において、2重ローンに苦しむ被災事業者に対し、資金提供の可能性を模索し、直接被災した東北を本拠地とする中小企業の2社へ復興支援融資を実施した。両社とも被災により、法的や私的整理の枠組みを活用して、再生を図ることを余儀なくされ、その枠組みを成立させるまで（スポンサー招

聘や再生計画策定まで）のつなぎ資金の相談であった。

まず1社目は、年商20億円のコンクリート2次製品のメーカーで、震災の影響により売掛債権が滞留したため資金繰りに窮し、民事再生法を申請した会社である。申立直後、買掛債務の支払いがキャッシュオンデリバリーを余儀なくされ、資金が逼迫し、申立代理人から早期のDIPファイナンスの相談を受けた。この会社は、主要な被災地に一番近く、最大手のコンクリート2次製品メーカーであることから、復興需要で再生できる見通しをもったスポンサー候補が数社名乗りを上げた。弊社ではコンクリート2次製品の担保評価を行うと同時に、資金繰りの精査にてスポンサー選定までの安定的な資金を提供できると判断し、約2週間という短期にてABLを実行した。その後、スポンサー選定は無事に完了し、再生計画の認可を得て、新スポンサーのもと再生を図る予定である。

2社目は、年商10億円の水産加工事業者であり、特にしめ鯖の加工商品は各種品評会で表彰されるほどのブランド力と加工技術を有する老舗企業である。震災の影響により、工場と倉庫が津波の被害に遭い、事業停止を余儀なくされた。メインバンクの協力を得て、関係者間で私的整理の枠組みを成立させるまでの運転資金融資の相談を受けた。原料となる鯖は漁期が限られているため、この期間中に仕入れなければならず、仕入資金を必要としていた。担保は冷凍鯖であったため、鮮度が保たれるか等の水産物特有の論点があったが、同業他社の協力により換価シナリオを策定し、担保評価を行い、約1カ月間でABLを実行した。その後、同族会社も含めた再生計画を策定し、スポンサー主導で再生を図る予定である。

以上の通り、震災により被災した事業会社は、自力でキャッシュを早期に捻出することが難しくなることも多く、キャッシュフローを返済原資にした融資を検討するにはハードルが高くなるが、担保価値が認められる資産を有しているのであれば、ABL という手法で融資することが可能であり、震災復興支援には ABL は有効な融資形態と考える。

2. ABL の協調融資

最近、積極的に ABL を推進している金融機関より、ABL の劣後貸付の相談を受けることが増えてきている。弊社の劣後貸付は、担保順位、返済順位が優先貸付より劣後するため、優先貸付の回収リスクが最小化できる効果がある。また、金融機関が ABL を実行する際に最大の論点となる、売掛金・動産評価、モニタリング及び担保処分についても、劣後貸付人の弊社がそれぞれのエージェントとしてワンストップでその役割を担うこととなるため、安定した ABL ストラクチャーが構築できる効果もある。反面、動産評価、モニタリング、担保処分の機能を分断し、それぞれを別の会社が担うことになると、安定した ABL ストラクチャーを構築しづらくなるのが懸念される。弊社の事例ではないが、担保対象物に第三者の買取保証や担保処分のバックアップサービスを待機させていたにも拘わらず、モニタリング機能が発揮されていなかったために担保処分時に担保対象物が劣化し十分な換価ができなかった事例がある。ABL にとって重要な機能を第三者に外注する場合には、十分有効に機能するよう、経験の豊富な会社に対し役割と責任の所在を明確にして外注すべきであろう。

3. モニタリング機能

金融機関から、動産評価を含むモニタリングエージェントの相談を受けることも増えてきている。モニタリングは手間がかかる地道な作業であり、大規模な組織だとモニタリングだけを営業店が担当するため、責任ある継続的なモニタリングがしづらいために需要が多くなっている面もあろうと考える。また、在庫特性等を踏まえたモニタリングを期待されている面もあろう。弊社は、過去の融資実績において貸付元本が棄損したことがない。確実に元本回収を可能にしているのはモニタリングの重要性を認識し、体制を整備しているからである。その重要なポイントは、融資実行前の内部監査と、実行後の定期的な担保資産の評価等、並びにモニタリングを通じた恒常的な事業会社とのコミュニケーションによる組織的・人的関係や信頼感の緊密化である。内部監査では、債務者の在庫管理と資金管理体制を把握して、モニタリング資料を定期的に提出できるか、担保を棄損させうる事象があるかを帳簿と照らし合わせて実地調査を事前に行う。その結果、モニタリング資料の質と提出までのスピードを踏まえ、適格な担保ス

トラクチャーを構築することが重要である。

また、定期的な動産評価では、動産の季節性、在庫構成、粗利率等の変化を見て、評価額のアップデートを行う。その際に、異常値が出ていたり、不審な動きがあれば、実地調査にて滞留在庫の存在や返品在庫の存在等を把握し、担保ストラクチャーの見直しの検討も重要である。

更に、融資前・後の担保資産の評価やモニタリングを通じて得た弊社の考えや気づいた点等は、積極的に事業会社と共有し、事業会社の在庫管理体制の向上等に資することにより、モニタリングの効果が事業会社に還元されるように留意している。また、それによる弊社および担当者に対する信頼感を強化していくことは、地味であるが実務上非常に重要である。

なお、モニタリングの対象項目、水準、頻度等は、事業会社の財務体力に応じ、実態判断として、軽微または、厳格に行うかは、柔軟に検討すべきであり、一律的な対応は行うべきではない。例えば、事業者が正常先の場合は、在庫評価で重要なポイントに絞って定期モニタリングを実施する等が考えられる。

◇略歴◇

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
ファイナンス部 副部長 浅野晃司

総合リース会社にて、機械設備ファイナンス及び流動化の組成を中心に従事し、2009年から当社にて ABL の融資、モニタリング、回収を担当。

動産譲渡登記の仕組みと問題点

司法書士法人 鈴木事務所
司法書士 鈴木 龍介



1. はじめに

動産譲渡登記制度は、平成17年から運用が開始され、ABLにおいても重要な手続として位置づけられています。本稿では、まだまだ普及していないといわれている動産譲渡登記について、その仕組みと問題点のアウトラインを実務的な観点から平易に解説してみたいと思います。

2. 動産譲渡登記の仕組み

(1) 目的

動産譲渡登記は、法人が譲渡人となる動産の譲渡を登記によって公示することで、第三者対抗要件を備えることができるというものです。

(2) 法令

動産譲渡登記の法令としては、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」、「動産・債権譲渡登記令」、「動産・債権譲渡登記規則」が制定されています。

(3) 申請人

動産譲渡登記は、登記官の職権による場合を除き、譲渡人（法人に限定）と譲受人（個人でも可）とが共同で申請します。

(4) 管轄

動産譲渡登記は、東京法務局のみが管轄法務局に指定されています。具体的には、東京法務局中野出張所内にある東京法務局民事行政部動産登録課で取り扱われています。

(5) 申請方式

動産譲渡登記申請の方式としては、管轄法務局への出頭もしくは郵送による申請のほか、オンラインによる申請が認められています。ただし、オンラインによる申請の場合、不動産登記と異なり添付書類を含めすべてのデ

ータをインターネットで送信する方法によって行わなければなりません。

(6) 添付書類

動産譲渡登記申請の添付書類は、原則として、譲受人の実在性を証明するための登記事項証明書や住民票、譲渡人の意思を確認等するための印鑑証明書、代理権限を証する書面です。不動産登記における登記原因証明情報等の実体関係を証明する書面の添付は必要とされていません。

(7) 登録免許税

動産譲渡登記の登録免許税は、1件につき7,500円の定額です。ただし、1件の申請で登記できる動産の数は1,000個が限度とされています。

(8) 証明書

動産譲渡登記に関する証明書としては、次の3つがあります。

① 登記事項証明書

登記事項の全てが記載されたもので、指定法務局のみで発行されます。この証明書は当事者または利害関係人からのみ請求することができます。

② 登記事項概要証明書

譲渡対象である動産が特定される登記事項以外が記載されたもので、指定法務局のみで発行されます。この証明書は誰でも請求することができます。

③ 概要記録事項証明書

譲渡人、譲受人、登記年月日、登記番号のみが記載されたもので、全国の法務局どこでも取得することができます。この証明書は誰でも請求することができるほか、インターネットによる「登記情報提供サービス」で閲覧することもできます。

3. 動産譲渡登記の問題点

(1) 証明書の情報時限

動産譲渡登記に関する各種証明書は、不動産登記と異なり、原則として申請日の前日時点での情報を反映されたものです。ですから、取引時において同日になされた別の動産譲渡登記の有無や内容を確認することはできないということになります。

(2) 変更・更正登記

動産譲渡登記は、存続期間の延長を除き、登記の変更や更正をすることはできません。どうしても変更等が必要な場合には、再度登記を行わなければなりません。たとえば譲渡人や譲受人の商号や本店に変更があった場合でも、これらの変更登記は許されず、同一性等を即座に確認することができないケースがあります。

(3) 二重登記

動産譲渡登記は、不動産登記のように対象の物ごとでなく、譲渡人ごとに登記簿が構成されていることから、二重登記の存在を完全に排除することはできません。

(4) インセンティブ

動産譲渡登記は、民法に規定される引渡しと並列的な位置づけで、譲渡担保で利用される占有改定による引渡しと比較しても大きなメリットを見いだすことは難しいといえます。具体的には、動産譲渡登記を行ったからといって即時取得の成立を阻む効力はありませんし、保全・執行場面においても、不動産の担保権実行における登記のように特別の規律が設けられているわけでもありません。一方で債権譲渡登記の場合には、債務者に知られることなく債権譲渡の第三者対抗要件を備えることができるほか、実行時の債務者対抗要件としての債務者への通知を譲受人から行うことができる点が登記を利用する大きなインセンティブとなっています。

4. おわりに

以上のように問題点も少なくない動産譲渡登記ですが、今後の法的整備や運用改善を踏まえ、より利用しやすい制度にしていくことが、ABLの発展にとっても有用かつ不可欠であると考え、私個人はもとより、登記制度の担い手である司法書士界としても力を注いでいく所存です。

◇略歴◇

鈴木 龍介 (すずき りゅうすけ)

司法書士 (司法書士法人鈴木事務所 代表社員)

<http://www.suzukijimusho.com/>

専門分野として

企業再編、事業再生、ABL等担保、企業法務全般。

ABL協会特別会員。

千葉商科大学大学院修士課程 特別講師。

リスクモンスター株式会社 (大証ジャスダック上場) 社外監査役。

株式会社エー・ディー・ワークス (大証ジャスダック上場) 社外監査役。

日本司法書士会連合会 民事法改正委員会、商業登記・企業法務推進委員会 委員。

主著として

「株主総会ハンドブック」(商事法務)、「商業・法人登記300問」(テイハン)、「動産・債権譲渡登記の実務」(金融財政事情研究会 共著 2010年2月)、「会社法務書式集」(中央経済社)、「Q&A東日本大震災と登記実務」(商事法務)

◇寄稿募集のご案内◇

ABL 協会ニューズレター創刊にあたり、運営委員会にて寄稿募集要項を構成いたしました。ご寄稿に当たりましてはご確認賜りたくお願い申し上げます。なお、寄稿文は多数に及んだ場合は、整理のため、一旦募集を打ち切ることがございます。また紙面の制約等もあり、掲載の有無や掲載時期等につきましては確約致しかねますが、予めご了解の程お願い申し上げます。

1. 寄稿文 3000 文字まで（一原稿表裏一枚に収めます）
2. ご執筆いただきたいテーマ
 - (ア) ABL の取組事例
 - (イ) ABL への考察や意見
 - (ウ) 専門分野でのトピック紹介
 - (エ) その他 随筆（これまでの ABL または企業の資金調達にまつわる随想や旅行記、等）
3. 略歴 250文字前後
4. 写真 ご寄稿の掲載が決定した際に、著者のお写真をいただきますのでご了承下さい。
5. ワード仕様。但し、word2003 で開けるよう互換性を持った方法でのセーブをお願い致します。（word2007でご執筆の場合、文書保存の際に「word 97-2003 文書 (9)」を選択して保存をお願いします。）
6. ご入稿はメールでお願いします。 (abl-office@abl-j.jp)
なお、ご入稿時には、必ず、所属名、連絡先も添付の上、ご入稿下さい。
7. 他研究団体の紹介や自社のビジネスのプレゼンテーション、第三者へのご執筆依頼はお控え下さい。当会との区別がつきにくいと判断した場合は、掲載をお断りさせていただきますことを予めご了承下さい。

以上